

パブリックコメントの結果公表

様式3

案件名 「藤枝市の中小企業振興に関する条例についての条例案要綱」			
「藤枝市の中小企業振興に関する条例についての条例案要綱」に対し、ご意見をいただきありがとうございました。 提出された意見の内容（要約）及び意見に対する市の考え方は次のとおりです。			
パブリックコメントの結果			
(1) 意見提出者の数		5 人・団体	
(2) 提出された意見の数		31 件	
意見の反映状況			
(1) 反映した意見		7 件	
(2) 既に盛り込み済みの意見		9 件	
(3) 今後の参考とする意見		0 件	
(4) 反映できない意見		6 件	
(5) その他（質問含む）		9 件	
意見の反映状況一覧			
No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
1	本条例は、中小企業振興の基本となる事項を定めるものと思います。 「藤枝市中小企業振興基本条例」の名称のほうの基本事項を定めるものとしてはふさわしいのではと思います。重要なことは、中小企業の応援ではなく、中小企業の振興に対する基本的な枠組みが本条例であると理解しています。また、基本的にはがんばる企業で占めているので、ここで定める「がんばる」の意味を示して頂ければと思います。条例案要綱についても、「藤枝市の中小企業振興に関する基本条例についての条例案要綱」のほうが合致すると思います。	本市では「エコノミックガーデニング（EG）」の考え方に基づいた支援を産学官金が連携して推進しております。EGの大きな考え方は、「地域に根付く地元企業を育成すること」「伸びようとする地元の企業が成長できる環境をつくること」です。 条例名称案は、この考え方を反映させべく、地場の中小企業を「地域経済を支える」とし、中小企業振興の大前提は中小企業者の主体性であり、積極的な自助努力が必要であることを「がんばる」とし、中小企業者の重要性を鑑みの中で様々な主体がそれぞれの役割のもとで中小企業者の活動等を支援し、バックアップしていこうという姿勢を「応援」と表現しました。 ただし、ご意見のように応援する側のみの条例など意図と異なる捉え方をされてしまう可能性も否めないことから、「藤枝市地域経済を支える『がんばる中小企業』振興基本条例」に修正します。	反映した意見
2	本条例の本旨は中小企業者が主体的に活動し、関係者それぞれがその役割を果たすことにあると考えております。したがって、条例名称の応援という文言を削除していただきたい。		
3	行政⇒応援する側、中小企業⇒応援される側と連想される条例のタイトルが少し気になる（中小事業者をはじめ、市内各機能が、主体的、積極的に振興に関わる事を求めた条例であってほしい）		
4	本条例は、中小企業振興に帰結する条例と理解しますので、「私たちの応援」の表現は割愛してもいいのではと思います。	中小企業の振興については、中小企業者の自助努力を大前提の上で、「私たち」と表現した「中小企業を取り巻く全ての主体」がみんなで応援、支援することが必要であると考えのもと、原文どおりとします。	反映できない意見

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
5	<p>「多様な業種がバランスよく集積する今日の産業構造」と表現されているが、業種が均衡しているわけではないことから、バランスがよいとはいいきれないのではないか。</p>	<p>ここでいう「バランスのよさ」とは、統計値に基づくものではなく、大規模な資本を有する特定の企業との受発注関係ばかりに依存しない、極端な偏りが無いということを原案では表現したものです。ただし、ご意見のように「バランスがよい」という表現は「各業態が均等・均衡している」と捉えられるなど、意図しない齟齬が生まれる可能性もあることから、「バランスよく」という表現を削除します。</p>	<p>反映した意見</p>
6	<p>前文に下線部をいれたらどうか。 「(略)…多様な業種がバランスよく集積する今日の産業構造にも脈々と息づいている。」<u>「農業を中心としていたこの藤枝市も高度成長を経て、静岡市方面からの工場進出や製薬、化学工業の進出を見て、工業化を進めていったのである。」</u>を加える。 「(略)…中小企業が市民生活の向上と本市の発展に果たす役割は非常に大きい。」の後に<u>「まさに中小企業は地域の農業等と並ぶ生業でもある。そこに企業経営者と従業員の相互協働の精神をもつ地域社会に不可欠の要素であり、さらには災害に対しても直接に人々への緊急性を要する需要対処と救援活動で大きな要素となる可能性をもっている。」</u>を加える。 「(略)…中小企業が将来にわたって活力を維持していくためには、潜在的な能力を継続的に発揮できるような環境を創出していく必要がある。」の後に<u>「同時に中小企業は人々の消費に対応しやすいという積極面を持つことから、地域振興の屋台骨にもなる。それだけではない。この間、鮮明になってきた経済のグローバル化の下で人々の幸せを実現するためにはローカルな視点で、地域経済社会の再生を図ることなしには日本社会の強靱性を確保できないだろう。その足場としての中小零細企業の存在、存続は不可欠の要素となっている。」</u>を加える。</p>	<p>前文の分量については、前文を記載する既存市条例の状況との整合を図る中で、必要な事項をできるだけコンパクトにする必要があるとの判断のもと原案を作成しています。追加のご提案いただいた表現は的を射た内容ではある一方で、その趣旨は原案に盛り込まれていると考えていますので、原案どおりとします。 ご意見の趣旨は施策展開等において参考にさせていただきます。</p>	<p>反映できない意見</p>
7	<p>前文がコンパクトではないか。(産業の多様性、インバウンド含めた21世紀型の人の交流、健康、住みやすさ、食、情報などを核とした産業創造/集積など、藤枝市の未来に繋がる前文であるべき)</p>		
8	<p>基本方針に「中小企業者における労働環境及び勤労者福祉の向上を支援すること。」を加えてください。(既に取り入れている市もあります。)</p>	<p>基本方針に、中小企業者における労働環境及び勤労者福祉の向上を図る旨を記載します。</p>	<p>反映した意見</p>

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
9	5 市の責務の「市は、」の後に「基本方針に基づき、」を加える	<p>本意見については、各主体について、基本理念や基本方針に則って取り組みを進めることを促すという意図であると理解します。原案においても基本理念や基本方針は中小企業の振興を図る全ての主体の共通事項として捉えており、ご意見が意図するところはすでに盛り込まれていると考えます。</p> <p>また、「中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性」について、及び教育機関等における「産学官連携」についても基本理念に謳われており、前出の考え方に基づき個別には記載しません。</p>	すでに盛り込み済
10	6 中小企業者の責務の「中小企業者は、」の後に「基本理念にのっとり、」を加える		
11	7 経済団体の役割の(1)、(2)ともに、「基本理念にのっとり、」を冒頭に挿入		
12	8 金融機関の役割の「金融機関は、」の後に、「基本理念にのっとり、中小企業の振興が本市経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、」を加える		
13	9 大企業者の役割の「大企業者は、」の後に「基本理念にのっとり、」を加える		
14	10 教育機関等の役割の(1)「教育機関等は、」の後に「産学官連携などによって、」を加える		
15	中小企業という概念の中に、小規模事業者、農業/林業などなぜ全て含めているのか。	原案における中小企業者の定義は、中小企業基本法（以下、「法」という。）の規定を引用するものとしており、法の定義には、小規模事業者や農林業についても中小企業者に含まれるものとされています。	質問
16	経済団体の役割に広域的な連携を主体的に進める記述が必要	経済団体の役割の中に、経済的なつながりを鑑みて連携を図るの旨の記述を追加します。	反映した意見
17	金融機関の中に、JAは明記しないのか	個別具体的な金融機関名については記載しません。なおここで示した金融機関とは、一般に言う金融機関であることから、定義から除くこととします。	質問
18	一番強調すべき中小企業者の責務が、コンパクトにまとまりすぎないか	条文の分量については、必要な事項をできるだけコンパクトに表現していく必要があると判断しています。本件において、条文には必要となる事項が盛り込まれていることが最も重要であり、分量の多寡によりその責の軽重や取り組み姿勢が表されるものとは考えていません。	質問
19	大企業の役割として地域社会を構成する一員としての自覚が弱くないか	<p>大企業が地域社会の一員としての認識を有し、社会へ寄与していただくことはまちづくりの観点から非常に重要であると考えています。</p> <p>一方、中小企業を主とする本件においては、中小企業と大企業との関係性や大企業が中小企業に対する姿勢等を主眼として役割を表現すべきであると考えています。</p>	質問
20	【12 推進会議】 「中小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を設置することができる。」とされているが、中小企業振興に係る重要な位置を占める会議となると思われるので、積極的な姿勢として設置を規定したほうがよい	ご意見のとおり推進会議については、中小企業振興を進めていくうえで重要な位置づけとなります。については、ご意見を反映し、「できる規定」を修正します。	反映した意見
21	推進会議⇒設置できるではなく、設置すると約束できないか		

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
22	「推進会議」は、「中小企業関係団体のうち法律に設置の定めがある団体」など産業界を主体にして発案させるほうがよい	原案では、市の責務として「中小企業振興施策の実施に要する体制の整備」を規定しています。この推進会議は同規定を具現化するひとつと考えており、市が主体となって設置を進めていきます。	反映できない意見
23	中小企業振興計画について以下の項目を追加すべき 「市は基本方針に基づいて、中小企業振興計画を策定するものとする。（１）振興計画には中小企業者及びその他の関係者の意見を反映するための必要な措置を講じるものとする。また市は中小企業振興施策の実施状況を調査・分析し、必要があるときはこれを変更するものとする。 【規則への委任】 必要な事項は規則で定める。」	原案では、市の責務として「社会経済状況の変化に応じて計画的かつ効果的な中小企業振興施策を定め」と規定しており、計画的な施策展開に資する計画策定についての意図を盛り込んでいます。 この条例の考え方に基づく振興の具体策については、推進会議等でご意見をいただきながら、計画を策定していく予定です。	すでに盛り込み済
24	市の責務の中で、振興計画やビジョンへのつながりを強調しないのか		
25	中小企業に関する調査研究の記述が必要でないか。	基本方針に、調査研究に関する旨を記述します。	反映した意見
26	条例案２．定義（１）では、中小企業者（中小企業基本法第２条第１項）となっており、このなかにはたしかに小規模企業も含まれておりますが、同第２条第５項で小規模企業者が定義づけられています。また、国内企業のほとんどが小規模企業であり、この活力なくしては経済成長ができないといった趣旨に鑑み、「小規模企業振興基本法」及び「商工会及び商工会議所による小規模企業の支援に関する法律の一部を改正する法律」、平成26年6月27日それぞれ法律第94号・第95号として公布されました。（小規模企業振興基本法は即日施行）本市でも中小企業のうち多くが小規模企業に該当し、小規模企業の成長が地方創生の鍵でもありますので、とりわけ小規模企業を中心に据えた新たな施策が期待されるところであります。 したがって、定義はもちろん名称や各条例標題に小規模企業を加えていただきたい。	本市の中小企業の多くは小規模企業であり、小規模企業及び小規模企業以外の中小企業により本市経済が下支えされているものと考えており、当然その両者に厚薄はありません。一方、中小企業基本法における「中小企業者」の定義には、小規模企業者が包含されており、原案においては法の定義を引用しているため、法と同様の考え方となります。よって、基本的には条例名称や条文中に小規模企業の表記はしません。 しかしながら、「小規模企業」も対象としている証として表記することが重要であるとのことを受け、中小企業の定義として小規模企業を明示するとともに、前文の中で「小規模企業」の表記を追記します。	反映した意見
27	標題に「小規模企業」を明記すること。		
28	各条例の条文中にも「小規模企業」を明記すること		

No.	意見の内容	市の考え方	反映結果
29	小規模企業施策実施に必要な財政上の措置をとること	市の責務において「中小企業施策の実施に要する財政上の措置に努める」ことを規定しており、この中小企業には小規模企業が含まれます。	すでに盛り込み済
30	地方経済にとって、大企業（大型店含む）による影響は大変大きく、中小企業者・小規企業者との連携が益々重要となっております。大企業の役割に、地元経済団体に加入するよう努めることを追加願いたい。	本項目については、地元経済団体に未加入の大企業等が多く、特に、商工会議所や商工会にとって加入促進は組織基盤強化のために重要な課題であるとの認識に基づくご意見であると理解するところです。 一方、中小企業の振興を主眼とする原案にあっては、大企業が商工会議所等へ加入することが中小企業と大企業との連携を加速する直接的な要因となるものではないとの観点から、表記はしません。	反映できない意見
31	商工会及び商工会議所への加入を推奨すること	なお、商工会議所等における加入しやすい環境づくりなど自主的な努力を中心に加入促進が図られることを期待するとともに、行政としても側面的な支援を引き続き行っていきます。	